

環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領 (閉鎖性海域における水環境改善技術分野)

(趣旨)

第1条 本要領は、環境省が推進する「環境技術実証モデル事業」(以下「事業」という。)のうち閉鎖性海域における水環境改善技術の実証(以下「技術実証」という。)について、環境省の策定した「閉鎖性海域における水環境改善技術実証試験要領」(以下「実証試験要領」という。)に基づいて実施する兵庫県(以下「実証機関」という。)の運用方法を定める。

(技術実証の申請)

第2条 技術実証を希望する者(以下「実証申請者」という。)は、この要領及び実証試験要領を承認のうえ、別紙の実証申請書に必要な書類を添えて、実証機関が定める日までに実証機関に提出しなければならない。

(技術実証の決定)

第3条 技術実証の実施の可否は、実証機関が、申請された内容に基づき、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。
2 実証機関は、技術実証の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、その内容を審査し、技術実証を実施すべきものと認めるときは、技術実証の決定をする。
3 実証機関は、技術実証の実施の決定をしたときは、実証申請者に通知する。

(実証試験計画の作成)

第4条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定する。
2 前条第3項で技術実証の実施の通知を受けた者(以下「環境技術開発者」という。)は、実証機関による実証試験計画の策定に協力するものとする。
3 実証機関は、環境技術開発者に対して実証試験計画書案を書面で通知し、環境技術開発者からその内容について承諾を得て「実証試験計画」を確定する。
4 実証機関は、環境技術開発者の承諾を得られないために、実証試験計画が確定できない時は、技術実証を行わない。
5 実証機関は、実証試験計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を環境技術開発者に書面で通知する。ただし、実証試験に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。
6 環境技術開発者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承諾するか否かについて実証機関に書面で通知するものとする。承諾しない通知については、不承諾を相当とする理由を記載しなければならない。
7 環境技術開発者が第5項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承諾の通知が実証機関に到達しない場合、環境技術開発者が第5項の変更を承諾したものとみなす。

(実証試験の実施)

第5条 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、技術実証に必要な実証試験(以下「実証試験」という。)を実施する。

(実証試験の委託)

第 6 条 実証機関は、実証試験にかかる業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証試験要領に基づく技術実証の品質を保持できる機関を選定する。

(実証対象製品等の提供)

第 7 条 環境技術開発者は、実証試験に関し、実証機関の要請に応じて、次の各号に定める協力行為を行わなければならない。

- (1) 実証試験に必要な装置及び付属機器等（装置の操作、運転に必要なマニュアルを含む）の提供又は貸与
- (2) 実証対象製品に関する参考情報・データの提供及び実証試験実施に係る操作や測定など、技術的な情報・データの提供

(貸与物滅失の免責)

第 8 条 実証機関は、必要装置等その他環境技術開発者から貸与された物品を滅失または毀損したときでも、それが故意によるものでない限り、環境技術開発者への賠償を免責される。

(報告書)

第 9 条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験結果報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル又は印刷物の形態で作成し、環境技術開発者に通知、送付する。

2 報告書における技術実証の結果は、対象技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における試験のデータを提供するものであり、実証機関は、環境技術開発者の対象技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、環境技術開発者は、実証機関が対象技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。

3 環境技術開発者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。

4 報告書の著作権は、実証機関に帰属するものとする。

(報告書の公開)

第 10 条 報告書は、環境省に提出し、環境省を通じて一般に公開される。

2 環境技術開発者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、対象技術に関し技術上又は営業上の秘密が含まれる場合において、環境技術開発者が実証試験計画の確定時までその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。

(実証試験の再実施請求)

第 11 条 環境技術開発者は、実証試験の内容が実証試験計画と著しく異なると判断したときは、報告書受領から 14 日以内に、実証機関に対して、その旨及びその合理的根拠を明示した通知を行うことにより、実証試験計画に従った実証試験の再実施を請求することができる。

2 実証機関は、前項により環境技術開発者が主張する再実施の根拠を合理的でないと判断したときは、実証試験を再実施しない。

(実証試験の中止)

第 12 条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難になったときは、技術実証の一部又は全部を中止することができる。

(協力事項)

第 13 条 環境技術開発者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 実証機関又は環境省が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 技術実証後における対象技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第 14 条 実証機関は、実証試験を通じて知り得た環境技術開発者の対象技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 実証試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、環境技術開発者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証試験計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の環境技術開発の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(雑則)

第 16 条 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領に定めのない事項については、環境技術開発者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 5 日から施行する。